

意見提出状況と対応について

1. パブリック・コメント手続の概要

(1) 意見募集期間

平成25年4月10日 から 5月9日〔1か月〕

(2) 意見提出状況及び対応

①意見提出者総数 368通

②意見件数 677件

(内訳)
両プラン共通 : 7 件
政策推進プラン : 1 0 4 件
行財政改革プラン : 5 6 6 件

③意見への対応

	■修 正	□原案どおり	□記載あり	□その他
両プラン共通	1 件	2 件	0 件	4 件
政策推進プラン	1 1 件	3 4 件	2 8 件	3 1 件
行財政改革プラン	2 3 件	5 3 3 件	0 件	1 0 件

2. プランの変更点

(1) 両プラン共通

NO.	意見要旨	意見への対応と考え方
4	○ 用語解説を、わかりやすく掲載してほしい。特に、カタカナ用語は理解が難しい。	■ 修正 ご意見を踏まえ、それぞれの用語が出てくるページに用語解説を記載をしました。

(2) 政策推進プラン

NO.	意見要旨	意見への対応と考え方
9	○ 《健康づくり》 「こころとからだの健康づくり」には、特定健診と併せてがん検診を位置づけるべきではないか。悪性新生物による死亡率は上昇の一途をたどっており、がんの早期発見は市民の健康づくりに欠かせないと考え	■ 修正(14頁) 本市の死亡原因の第1位は悪性新生物であり、がんを早期発見・早期治療するため、がん検診の実施は非常に重要であることから、ご意見を踏まえ、「健康づくりの推進」に「がん検診」を追加し、引き続き受診率向上に取り組んでいきます。
27	○ 「いじめ宣言」自体の意味わからないので、その意味をプランに書いていただきたい。	■ 修正(29頁) ご意見を踏まえ、29頁「◇いじめゼロプロジェクト【教育委員会】」欄の本文を以下のとおり修正しました。 (修正後) 児童生徒が主体的にいじめの問題に参画する態度を育成するため、児童生徒自身で「いじめゼロ宣言」をつくります。それをもとに、保護者・地域等へのいじめ防止に対する啓発活動を行うことで、いじめを生まない都市・学校づくりを進めます。 ○子どもたちの企画・運営による「いじめゼロサミット」開催、「いじめゼロ宣言」採択(H25n) ○いじめ防止啓発用DVD・ポスター等の作成

NO.	意見要旨	意見への対応と考え方
88	《九州大学学術研究都市》 ○ 九州大学学術研究都市構想の推進について、住宅やインフラの整備については記述されていますが、産学官連携の具体的な内容になるものではない。「官」がどのような形で研究を支援するのか、確定していることがあれば示したほうがよいと感じました。	■ 修正(68頁、86頁) 九州大学学術研究都市構想の推進については、82頁の体系図のとおり「九州大学学術研究都市推進機構との連携」「九州大学移転に伴う西部のまちづくり」のほか、「産学連携の推進」(施策6-1の再掲)を含め取り組んでいるものです。 86頁には、再掲事業である「産学連携の推進」の事業概要は記載していないことから、全体像がわかりにくくなっているため、ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 68頁掲載の「産学連携交流センター運営・増設」及び「有機ELの実用化に向けた研究開発拠点の形成促進」の事業概要に「九州大学学術研究都市を中心とする」を追記 86頁掲載の「九州大学学術研究都市推進機構との連携」の事業概要に以下を追記 ＜九州大学学術研究都市推進機構の事業＞ ○学術研究に関する広報活動事業 ○産学官の共同研究による研究開発及びその支援に関する事業 ○研究機関等の立地支援事業 ○産学連携交流支援事業

(3) 行財政改革プラ

NO.	意見要旨	意見への対応と考え方
14	《市民との情報発信と対話の推進》 ○ 「重要な施策における意思決定過程の透明性の拡充と、市民との対話の場に設置」に“・職員と市民の対話の場の設置”を追加。	■ 修正(13頁) ご意見を踏まえ、P13「〔推進項目①〕市民との情報発信と対話の推進」中の 「・ワールド・カフェ等の新たな対話手法を活用した、市民との対話の場の設置」を 「・ワールド・カフェ等の新たな対話手法を活用した、市民同士、また市民と職員との対話の場の設置」 に修正しました。
34	◎ 「財団の人件費」の「財団」の意味が不明確。パブリックコメントでは市民に分かりやすくすべき。	■ 修正(115頁) 「財団」は「公益財団法人福岡市学校給食公社」を示していますので、「財団」を、「当該公社」に修正します。
37	《役割分担、関与の見直し》 ◎ 河川清掃について、福岡市内を流れる河川の清掃は、市民サービスであり、観光客誘致や都市のイメージアップにも繋がるものであることから、県に移管するのではなく、従来通り市の責務として清掃業務を行うべき。市民と観光客が喜ぶきれいな川を維持して欲しい。県へ移管した場合、今までのようにきれいな状態を維持できるか、現在より川が汚れないか心配。(環境局改革実行計画)	■ 修正(68頁) 県への河川清掃の移管については、河川的美観が損なわれることへの不安や市の責任としての継続を強く望む声が多いことから、次のように表現を修正します。 「都市の中心部を流れる那珂川、御笠川の清掃については、都市的美観を保護し、福岡市のイメージアップを図るために今後も実施します。 当該河川については、県が管理する2級河川であることから、県に対し、管理者としての適正な負担を要望していきます。」
88	《ガバナンス改革》 ○ 局区の自律経営は多様化する市民ニーズへの対応をより迅速にする。また、「トップマネジメントシステムの確立」の中で、PDCAサイクルのC(チェック)に、その事業に関連する市職員ではなく、その近くにいる市職員や興味を持っている市職員が参画すると、より現実的かつ効果のあるチェックができると思うので、組織改革としてのスキームに取り入れていただきたい。	■ 修正(17頁) ご意見を踏まえ、P.17「〔推進項目⑩〕ガバナンス改革」の中の、「トップマネジメントシステムの確立」の取組みの中に、「多様な職員の意見を反映する場の設置」を追加しました。